

◇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第百五号）（文部科

学省）

1 目的

この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。（第二条関係）

（一） 学校

学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいうこと。

(二) 児童生徒

学校教育法第一八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいうこと。

(三) 不登校児童生徒

相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと。

(四) 教育機会の確保等

不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいうこと。

3 基本理念

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三条関係)

(一) 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

(二) 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

(三) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

(四) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五) 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

4 国及び地方公共団体の責務

(一) 国は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四条関係)

(二) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第五条関係)

5 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。(第六条関係)

6 基本指針

文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることとした。(第七条関係)

7 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(一) 学校における取組への支援

国及び地方公共団体は、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第八条関係)

(二) 支援の状況等に係る情報の共有の促進等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとした。(第九条関係)

(三) 特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一〇条関係)

(四) 学習支援を行う教育施設の整備等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一条関係)

(五) 学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとした。(第一二条関係)

(六) 学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとした。(第一三条関係)

8 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(一) 就学の機会の提供等

地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。(第一四条関係)

(二) 協議会

都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、(一)に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとした。(第一五条関係)

9 教育機会の確保等に関するその他の施策

(一) 調査研究等

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとした。(第一六条関係)

(二) 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一七条関係）

(三) 人材の確保等

国及び地方公共団体は、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一八条関係）

(四) 教材の提供その他の学習支援

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一九条関係）

(五) 相談体制の整備

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとした。（第二〇条関係）

10 施行期日等

(一) 検討

(1) 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二項関係）

(2) 政府は、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとした。（附則第三項

関係）

(二) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした

。

2 基本的施策

(一) 國の施策

(1) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実

イ 特性に応じた指導及び支援等

(イ) 國は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行うものとした。

(ロ) 國は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならないこととした。(第一一条関係)

ウ 就労の支援

國は、犯罪をした者等の就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとした。(第一二条関係)

エ 非行少年等に対する支援

國は、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院等の関係機関と学校等が連携した指導及び支援、教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとした。(第一三条関係)

(二) 職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援

イ 就業の機会の確保等

國は、協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。(4)の二において同じ。)の受注の機会の増大への配慮、犯罪をした者等の増大による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会

の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとした。(第一四条関係)

ウ 住居の確保等

國は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとした。(第一五条関係)

エ 更生保護施設に対する援助

國は、更生保護施設の整備及び運営に關し、財政上の措置等必要な施策を講ずるものとした。(第一六条関係)

二 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

國は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずるものとした。(第一七条関係)

イ 関係機関における体制の整備

國は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、人材の確保等のために必要な施策を講ずるものとした。(第一八条関係)

ウ 再犯防止関係施設の整備

國は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施設を実施する施設をいう。)の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとした。(第一九条関係)

(4) その他

イ 情報の共有、検証、調査研究の推進等

國は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する情報を共有し、施策の実施状況及びその効果を検証し、効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進する等必要な施策を講ずるものとした。(第二〇条関係)

ウ 社会内における適切な指導及び支援

國は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとした。(第二一条関係)

エ 国民の理解の増進及び表彰

(イ) 國は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとした。

(ロ) 國は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとした。(第二二条関係)

二 民間の団体等に対する援助

國は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとした。(第二三条関係)

(二) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、(一)の施策を講ずるよう努めなければならないこととした。(第二四条関係)

3 施行期日等

(一) 検討

國は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第一項関係)

(二) 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(法律第一〇五号)(文部科学省)

1 目的

この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に關し、基本理念を定め、並びに國及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とするものとした。(第一一条関係)

2 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。(第二一条関係)

(一) 学校

学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいうこと。

(二) 児童生徒

学校教育法第一八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいうこと。

(三) 不登校児童生徒

相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に關する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと。

(四) 教育機会の確保等

不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいうこと。

3 基本理念
教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三條関係)

(一) 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
(二) 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

(三) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
(四) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれていた事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにすることともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(四) 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。
4 国及び地方公共団体の責務
(一) 国は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四條関係)

(二) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第五條関係)
5 財政上の措置等
国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。(第六條関係)

6 基本指針
文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることとした。(第七條関係)

7 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
(一) 学校における取組への支援
国及び地方公共団体は、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれていた環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第八條関係)

(二) 支援の状況等に係る情報の共有の促進等
国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとした。(第九條関係)

(三) 特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等
国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一〇條関係)
(四) 学習支援を行う教育施設の整備等
国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一一條関係)

(五) 学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握
国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校

児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとした。(第一二條関係)
(六) 学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援
国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとした。(第一三條関係)

8 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
(一) 就学の機会の提供等
地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。(第一四條関係)

(二) 協議会
都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、(一)に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとした。(第一五條関係)

9 教育機会の確保等に関するその他の施策
(一) 調査研究等
国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとした。(第一六條関係)
(二) 国民の理解の増進
国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一七條関係)

10 人材の確保等
(三) 人材の確保等
国及び地方公共団体は、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一八條関係)
(四) 教材の提供その他の学習支援
国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一九條関係)
(五) 相談体制の整備
国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他の関係機関、学校及び民間の団体間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとした。(第二〇條関係)

11 施行期日
(一) 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。